

特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を監護している父親または母親、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に、児童の福祉を図ることを目的に支給される手当です。

	1級	2級
対象の方 (目安)	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の判定が、おおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当する方 療育手帳の判定がA程度の知的障害である場合または、同程度の精神障害がある方 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当するもの 療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合または、同程度の精神障害がある場合
支給額等	月額:50,750円 支給月:4、8、11月	月額:33,800円 支給月:4、8、11月
支給制限	次の場合は支給されません。 <ul style="list-style-type: none"> 児童、父母または養育者が国内に住所がないとき 支給対象児童が、障害を事由に年金を受け取ることができるとき(ただし、その全額について、支給が停止されているときを除く) 支給対象児童が、児童福祉施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設など(通園・通所施設は除く)に入所しているとき ※手当を受ける方及び同居されている親族などの前年の所得が一定以上であるときは、支給されない場合があります。	

※認定されると、申請日の属する月の翌月分から支給されます。

※上記の目安を参考に、詳しくはご相談ください。

手続きについて

(1)認定請求について

- ①認定請求書(総合福祉課 福祉支援室にあります。)
- ②請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本(発行後1ヶ月以内のもの)
- ③請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票(発行後1ヶ月以内のもの)
- ④児童の障害の程度について医師の診断書(所定の様式によるもの)
 - ※療育手帳(判定A)や身体障害者手帳(内部障害を除く)が1・2・3級(下肢障害については4級の一部を含む)を取得している方は、診断書の添付を省略できる場合がありますので、担当窓口でご相談ください。

(2)所得状況届について

現在、受給されておられる方は、毎年8月11日～9月10日までの間に所得状況届の提出が必要です。この届を出されないと、その年の8月以降の手当を受けることができません。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなりますので、必ず期間内に手続きをお願いします。

(3)その他

障害状態再審査(診断)請求、資格喪失届、額改定請求書・額改定届、住所変更届など詳しくは、お問合せください。

【問合せ先】 総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

特別障害者手当・障害児福祉手当

日常生活で常時特別の介護を必要とする方に、その重度の障害のために生じる特別の負担を手助けし、福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象の方	20歳以上の方で、概ね身体障害者手帳1、2級程度及び療育手帳A程度の障害が重複している方、もしくはそれと同等の疾病・精神障害を有し、在宅生活している方	20歳未満の方で、精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時介護が必要で、在宅生活している方
支給額等	月額:26,440円 支給月:2、5、8、11月	月額:14,380円 支給月:2、5、8、11月
支給制限	本人、扶養義務者の所得制限あり。施設入所または継続して病院に3ヶ月以上入院しているときは支給されません。	本人、扶養義務者の所得制限あり。施設入所しているときは支給されません。

手続きについて

(1)認定請求について ※①～④の各用紙は総合福祉課 福祉支援室にあります。

- ①認定申請書
- ②認定診断書
- ③所得状況届
- ④債権者登録申請書(振込み予定先金融機関での確認が必要)
- ⑤年金証書、特別児童扶養手当受給者証(写し)
- ⑥本人名義の預金通帳
- ⑦印鑑
- ⑧住民票謄本

(2)所得状況届について

現在手当を受給されている方は、毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届の提出が必要となります。特別児童扶養手当と同様に、提出されない場合は8月分以降の手当が支給停止になる等の影響がありますので、必ず期間中に手続きをしてください。

(3)その他

この制度のさらに詳しいことにつきましては、お問合せください。

【問合せ先】 総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534